

(表 I-B1-2のつづき)

担当部署連絡先	住所
	電話
	FAX
	ホームページ
	メールアドレス

(5) 国民健康保険中央会

サービス提供先	医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ	国保被保険者 個人・自営業者 全国 全部
サービスの種類・内容・提供状況	名称 内容 根拠法・通達 提供方法	国保連合会等補助・老人保健健康増進等補助 ① 広報(ラジオ、新聞、雑誌、パンフレット作成) ② 啓発事業(シンポジウム、地域ヘルスフォーラム等) ③ モデル事業(健康教育、組織育成等) 国民健康保険法
担当部署連絡先	住所 電話 FAX ホームページ メールアドレス	東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館 03-3581-6825 03-3581-6237 http://www/kokuho.or.jp miyoshi@kokuho.or.jp

(6) (社) 全国国民健康保険組合協会 (※以下、「全協」)

サービス提供先	医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ	国民健康保険組合 (※以下、「国保組合」) 五人未満個人事業所及び健康保険適用除外承認を受けた事業所 全国 全部
サービスの種類・内容・提供状況	名称	国保組合の健康の保持増進事業 ・保健福祉に関する施設事業への支援

	内容	①国保組合役職員の研修 ②保健事業に関する調査研究 ③保養施設の割引契約 ④保健事業に関する冊子等の共同購入 ⑤情報・資料の提供等 国民健康保険法
担当部署連絡先	根拠法・通達 住所 電話 FAX ホームページ メールアドレス	東京都新宿区四谷2丁目4番地久保ビル2階 03-3353-75253 03-3359-5224 http://www.kokuhokyo.or.jp zenkyou@jeans.ocn.ne.jp

3. 民間機関
 (1) EAP機関
 (例) Kiraku 霞が関
 サービス提供先

(表 I-B1-2 のつづき)

医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ	制限なし 中小企業・大企業 全部
サービスの種類・内容・提供状況	ストレスマネジメント事業 カウンセリングの提供、個人・組織のストレス診断、コンサルテーション、研修・セミナー 企業と契約を結び提供 12:00～21:00 カウンセラー12人
サービス利用状況(1年あたり)	法人会員(千人)200万円カウンセリング2千円/回 6月設立の為資料なし
利用状況の経年経緯	2003年6月設立
担当部署連絡先	東京都千代田区霞が関3-2-6 03-3507-3005 03-3507-3006 http://www.kirakun.jp/ info@kirakun.jp

(2) 健診機関
 (例) 東京都予防医学協会
 サービス提供先

医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ	無制限 1～49人規模(364事業場)、50～299人(189)、300～999人(58)、1000人(36) 東京都内 1～49人規模-364事業場(5331人)、50～299人規模-189事業場(23,050人)
サービスの種類・内容・提供状況	予防医学事業(健康支援事業) 健康診断(人間トック含む)、健康教育、保健相談、各種検診検査 労働安全衛生法、厚生労働省各種通達、ガイドライン 施設内、出張方式 施設内(9時～5時)、出張方式(契約による) 休日を除く毎日

当該サービスに関わる担当 職種・人数(1回実施あたり)	医療職-医師(19)看護師(50)保健師(8)診療放射線技師(21)臨床検査技師(96) 管理栄養士(2)健康運動指導士(2)、事務職-マネージャー(衛生管理者)(24)
当該事業予算(年間)	26億
利用者(事業場)の負担金額	契約による
利用事業場数	647ヶ所
利用者数	164,033人
開始年	昭和42年
利用者数の変化と工夫状況	健康教育、保健相談の重視
住所	東京都新宿区市谷砂土原町1-2
電話	03-3269-1141
FAX	03-3269-7562
ホームページ	http://www.yobouigaku-tokyo.or.jp
メールアドレス	thsa-seijin@mth.biglobe.ne.jp
サービス利用状況(1年あたり)	
利用状況の経年経緯	
担当部署連絡先	

4. 経済産業行政に基づくサービス機関
(1) 中小企業庁

(表 I-B1-2のつづき)

<p>サービスの種類・内容・提供状況</p>	<p>名称 がんばる中小企業『なんでも相談ホットライン』 1. ホットラインの概要 中小企業総合事業団では、全国8箇所(札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡)に設置された中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、全国統一の電話番号による、どこからかけても最寄のセンターにつながる『なんでも相談ホットライン』を開設し、がんばる中小企業の相談に応じます。 ホットラインによる相談に対しては、センターの相談員等が即座に対応し、電話での対応が困難な案件については、センターの窓口相談・専門家派遣をはじめ、中小企業総合事業団のあらゆる支援ツールを駆使し適切な支援を行うとともに、必要であれば、他の適切な中小企業支援機関の紹介等を行います。 2. 電話番号 0570-009111 【留意点】 ○ 通話料は発信者側の負担となります。 ○ 携帯電話(一部を除く)、自動車電話、PHS、列車公衆電話、船舶電話からはご利用になれません。 電話相談</p>
<p>担当部署連絡先</p>	<p>提供方法 提供時間帯 住所 電話 FAX ホームページ メールアドレス</p> <p>平日 午前9時～午後5時 〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号 経済産業省別館 03-3501-1511 内線5331 http://www.chusho.meti.go.jp/chu_top.html</p>

(2) 経済産業局 中小企業課
(例) 経済産業省関東経済産業局
担当部署連絡先

<p>住所 電話 FAX ホームページ メールアドレス</p>	<p>〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 048-601-1200 http://www.kanto.meti.go.jp/</p>
---	--

(3) 都道府県等中小企業支援センター
(例) 財団法人東京都中小企業振興公社

サービスの種類・内容・提供状況	福利厚生支援事業(旧(財)東京都勤労福祉協会) http://topic.tokyo-kosha.or.jp/tokyo-kosha/!stdisp.asp?j=中小企業支援メニュー&tpl=sindex.html&max=100
担当部署連絡先	〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 電話 FAX ホームページ メールアドレス http://www.tokyo-kosha.or.jp/ kikaku@tokyo-kosha.or.jp

(4) 中小企業総合事業団

担当部署連絡先	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-2 新公庫ビル(大手町事務所) 電話 03-3270-2371 FAX ホームページ http://www.jasmec.go.jp/ メールアドレス gy-koho@jasmec.go.jp
---------	---

(5) 中小企業ベンチャー総合支援センター
(例) 中小企業・ベンチャー総合支援センター東京

担当部署連絡先	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 [虎ノ門37森ビル] 電話 03-5470-1620 FAX 03-5470-1573 ホームページ http://www.jasmec.go.jp/center/tokyo/index.html メールアドレス tokyo02@jasmec.go.jp
---------	---

表 I-B1-3 機能(目的)別一覧

1.健康診断を依頼したいとき ・健康診断の実施を依頼する 支援機関		内容 ・所管の保健所に問い合わせる ・健診機関の紹介	ホームページアドレス http://www.zeneiren.or.jp/
・医療保険者の健康診断の受診を考えたとき 社会保険健康事業財団 (生活習慣病予防健診)		・政府管掌健康保険組合の被保険者が対象 ・最寄の社会保険健康事業財団または社会保険事務所に問い合わせる	http://www.peare.or.jp/
健康保険組合 (人間ドック・成人病予防健 日本病院協会等)		・所属する健保組合に問い合わせる	
(人間ドック・成人病予防健 人間ドック・成人病予防健)		・所属する健保組合に補助金について問い合わせる ・健康保険組合連合会のホームページから選択。	http://www.kenporen.com/
2.保健指導・健康相談・健康教室を実施したいとき 全国労働衛生団体連合会		・健診機関の紹介 ・政府管掌健康保険組合の生活習慣病予防検診を受診した被 保険者が対象	http://www.zeneiren.or.jp/
社会保険健康事業財団		・最寄の社会保険健康事業財団県支部に問い合わせる	http://www.peare.or.jp/
健康保険組合		・所属する健保組合に問い合わせる	
都道府県産業保健推進セン 保健所		・最寄の産業保健推進センターに問い合わせる ・最寄の保健所に問い合わせる	http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo13/
3. 二次健康診断の実施について 都道府県労働局労働基準監 督署		定期健康診断の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高い と判断された労働者が、脳血管及び心臓の状態を把握するた めの二次健康診断及び発症の予防を図るための保健指導を無 料で受けられる制度の利用の申込み	

<p>4. 深夜業務の自発的健康診断の実施についての相談 都道府県産業保健推進センター</p>	<p>深夜業務に従事する労働者が自身の健康に不安を感じ、次回の定期健康診断を待たずに自ら健康診断を受診した場合に費用の一部が支給される</p>	<p>http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo13/</p>
<p>5. 産業医の共同選任について 都道府県産業保健推進センター</p>	<p>常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が共同して医師を産業医に選任し、産業保健活動サービスを受けようとするときに助成金が3年間支給される。</p>	<p>http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo13/</p>
<p>6. 環境測定・改善を相談したいとき 都道府県産業保健推進センター</p>	<p>・最寄の産業保健推進センターに問い合わせる</p>	<p>http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo13/</p>
<p>7. 産業保健活動の費用が欲しい(助成制度) 産業医の共同選任について 定期健康診断の二次検査の受診費用 深夜業務に従事している人の、定期外検診の費用</p>	<p>常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が共同して医師を産業医に選任し、産業保健活動サービスを受けようとするときに助成金が3年間支給される。 深夜業務に従事する労働者が自身の健康に不安を感じ、次回の定期健康診断を待たずに自ら健康診断を受診した場合に費用の一部が支給される 深夜業務に従事する労働者が自身の健康に不安を感じ、次回の定期健康診断を待たずに自ら健康診断を受診した場合に費用の一部が支給される</p>	<p>都道府県産業保健推進センター http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo13/ 都道府県産業保健推進センター http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo13/</p>

I-B2

利用者評価からの一考察

-THPステップアッププランの
利用者調査より-

江村晴子、錦戸典子、池田智子

1. 目的

中小規模事業場における労働者の健康の保持増進施策は、大規模事業場と比較して自主的な整備が遅れており、事業場外資源を活用した支援システム構築の必要性が指摘されている。THP ステップアッププランは、健康保持増進サービス機関による中小規模事業場への総合的な健康支援サービスのモデル助成事業として、平成 12 年度から予算化され施行されている。本事業の効果（アウトカム）評価については、健診データ、健康測定データなどの情報を収集している段階にあり、今後詳細な吟味が必要と思われる。一方、サービス提供の方法については、中央労働災害防止協会（以下中災防）から出されているマニュアルに基づいて労働者健康保持増進サービス機関（以下サービス機関）が実施する方式になっているものの、その詳細な指導内容や方法に関しては現在のところ、情報が殆ど得られていない。今後の中小規模事業場への健康支援サービスのあり方を検討するためには、アウトカム評価のみならず、実際の指導体制や指導内容・方法についての吟味、すなわちストラクチャー評価やプロセス評価を行うことが不可欠である。そこで、それらの総合的な評価を行うことにより、より効果的な中小規模事業場への健康支援策の構築、ならびに効果的なサービスの展開の

ための有用な知見を得ることを目的とし本調査を実施した。

本調査では、東京労働局管轄の THP ステップアッププラン事業に関してサービスを担当するサービス機関および参加申し込み事業場を対象に、支援サービスの評価をストラクチャー（支援体制）・プロセス（支援内容・方法）・アウトカム（効果評価・満足度）の観点から分析し、今後の中小規模事業所への健康支援サービスのあり方を検討した。

2. 対象と方法

1) 対象

東京労働局が管轄している THP ステップアッププラン担当サービス機関 4 箇所の各担当者、ならびにその対象事業場各々 2～3 箇所ずつ計 10 箇所の担当者および参加者 266 名（回収率 67.7%）から回答が得られた。

2) 方法

サービス機関による支援サービスを、機関としての取組み体制、および、健康指導、実践活動、事業場の健康づくり体制整備の支援の各々の展開プロセスについて、それぞれの担当者に質問紙留め置き法により情報収集した。また、サービスの受け手である事業場の担当者と参加者の満足度を、同じく質問紙留め置き法により調査する。得られたデータを、支援サービスのストラクチャー（支援体制）・プロセス（支援内容・方法）・アウトカム（効果評価・満足度）の観点から評価・分析した。

3. 結果

1) サービス機関からの支援内容

(1) サービス機関の体制（ストラクチャー）

今回の調査対象のサービス機関は東京労働局管内に施設を設置している、東京健康保持増進機関連絡協議会会員で THP ステップアッププランを担当したサービス機関より協力を得られた 4 箇所（A、B、C、D）である。サービス機関の承認を受けた年（サービス機関設置主体の開設年ではない）は 1989 年、1990 年、1993 年、2001 年と幅があるが、2001 年に承認を受けた機関は設置主体会社交代があったがスタッフなどは引き継がれているので、4 箇所とも THP 健康測定（平成 12 年度終了）実施の経験がある。サービス機関設置主体は医療法人 1 箇所（A）、個人病院 1 箇所（B）、株式会社 2 箇所（C、D）であり、株式会社はいずれもスポーツクラブであった。

健康指導に用いる指導表等を出力するためのコンピュータソフトを独自に作成しているのは 2 箇所のサービス機関（C、D）であり、サービス機関 B は既成のコンピュータソフトにコメントを加える等の修正をして指導表を作成していた。サービス機関 A は健康診断結果を指導表に転記し、異常値については医師からの指導を手書きで記入して指導表を作成していた。

健康指導や実践活動を担当するスタッフへの教育研修に関して、サービス機関独自で研修を実施しているのはサービス機関 D のみで、その他は中災防主催の研修や、学会や外部研修への個別参加であった。

THP ステップアッププランの事業場へ

のサービスを総合把握し調整する担当者をどのサービス機関も各事業場に配置していた。その担当者の職種は渉外の他にヘルスケアトレーナー、栄養士などの資格保持者などであり、複数の資格を所有している担当者もいた。業務の経験年数は 1～15 年で平均 9.4 年であった。

(2) 健康指導の内容

① 健康指導の概況

健康指導に関しては各サービス機関とも産業保健指導者および産業栄養指導者が個別指導を行っている。指導担当者の実務経験年数は 3～30 年と幅があり、平均では 10.1 年である。各事業場毎の指導対象者は 6～35 名で平均 23.4 名であり、健康指導に要する時間は 5～25 分で 1 指導平均 16 分であった。

② 実施内容および指導方法

i 保健指導

健診結果、生活実態調査に基づいて生活習慣病の予防や改善を促すことを目標に、健康診断結果の説明やデータを参考に日常の食環境やライフスタイルを見直し、継続的に実現可能なポイントを話し合ったり、生活習慣の改善方法を考えさせるような指導が行われていた。

ii 栄養指導

仕事による不規則な生活や一人暮らしなどの生活実態にも目を向け、食事のとり方やバランスについて話し、食事の工夫やポイント（調理法、コンビニエンスストアの活用法、外食時のメニュー選びなど）が資料やリーフレットを用いて具体的に指導されていた。

(3)実践活動の内容

①実践活動の概況

実践活動に関してはヘルスケアトレーナー、ヘルスケアリーダーが担当するプログラムが21テーマ中18テーマで、その他には産業栄養指導者、心理相談員が担当するプログラムがあった。指導担当者の実務経験年数は9～15年であり、平均では11.5年である。各事業場毎の実践活動対象者数は13～30名で、平均23.1名であった。

②実践活動の実施内容

実践活動のテーマは、「ストレッチング」「ウォーキング」などの運動をテーマにしたプログラムが8割以上であり、他には休養と栄養をテーマにしたプログラムがあった。それぞれ実施方法には特徴があり、リーフレットなどの資料を用いてプログラムを行っていた。

(4)事業場の健康管理体制に関する支援の内容

①健康づくり担当者への働きかけ

サービス機関の各事業場総合把握・調整担当者が、事業場担当者へ事業場の健康管理体制に関する働きかけを行ったかどうかについては、7割が何らかの働きかけを行っており、その内容は支援サービスについての説明や次年度のプログラムの提案、健康診断事後指導については方法や指導の有用性、健診結果の有効利用、健康づくり活動の具体的アドバイスについては分煙の徹底や健康に関するポスターの掲示などであった。

②事業場経営者への働きかけ

サービス機関の各事業場総合把握・調整担当者が、事業場経営者へ事業場の健康管理体制に関する働きかけを行ったかどうかについては、8割が行っていないと回答し、2事業場の経営者が「経営者健康づくり体験セミナー」に参加していただけて、具体的な働きかけを行ったサービス機関はなかった。

③事業場支援のプロセスと評価

THP ステップアッププランでは事業場側が健康づくり体制の実態把握のために、支援サービスの初年度実施前と実施後に「職場の健康づくり自己点検表」（以下自己点検表）を記入することになっている。自己点検表では「健康状況確認（健康診断など）」「健診実施後の措置及び各種指導」「労働衛生教育・健康教育」「ストレス対策（メンタルヘルスケア）」「健康づくりへの実践的取組」「健康づくりの企画」「健康管理体制」「担当者」「経営者自身の健康習慣」の9項目についてそれぞれ5つの質問に回答（はい1点、いいえ0点）して、事業場の評価ができるようになっていて、表I-B2-1にサービス機関の事業場支援のプロセスと自己点検表の結果を示した。

自己点検表スコア（5点満点）での事業場毎の支援サービス実施前の平均値は 0.78 ± 0.83 から 4.67 ± 0.50 と幅があり、実施後の平均値は 1.33 ± 0.87 から 4.67 ± 0.50 であった。実施前から健康づくり体制の評価が高い事業場は項目によって回答が変化しているが、全体の平均値には差がなかった。その他の事業場は 0.33 ± 0.50 から 1.44 ± 1.24 の実施前後での変化があった。また、サービス機関Dが

担当した事業場はいずれも支援サービス実施前から健康づくり体制の評価が、他の事業場に比べて高い。また、各項目毎の変化値の平均値は 0.30 ± 0.67 から 1.40 ± 1.58 で、「健診実施後の措置及び各種指導」「担当者」の項目には変化が見られたが、「健康管理体制」「経営者自身の健康習慣」の項目は変化が見られなかった。

事業場支援を行ったサービス機関と行わなかったサービス機関では、実施前後の変化値では大きな差は見られなかったが、支援を行ったサービス機関では、実施後の変化の平均値が2以上であった。

2) 事業場の参加取組状況とその評価

(1) 事業場のプロフィール

今回の調査対象の事業場は東京労働局「中小規模事業場健康づくり事業」THP ステップアッププランの初年度を終了した事業場のうち協力を得られた10箇所(a、b、c、d、e、f、g、h、i、j)である。事業場の業種は印刷業2箇所(a、h)、化学工業1箇所(j)、映画・ビデオ制作業1箇所(e)、情報サービス業3箇所(c、g、i)、理化学機器販売業1箇所(b)医療機器販売業1箇所(d)、電気工事業1箇所(f)であり、業種は多岐にわたっていた。従業員数は16～114人であり、平均では58.3人である。平均年齢は20歳代が1箇所、30歳代が6箇所、40歳代が3箇所であった。THP ステップアッププラン参加人数は15～35人であり、平均では26.6人であった。THP ステップアッププラン以外に何らかの健康づくり活動を実施している事業場は4箇所(e、h、i、j)で、内容としては体操、ウ

オーキング、スポーツクラブ法人会員になっている、希望者の人間ドック受診、産業医相談、昼食のカロリー表示があげられた。健康づくり活動に使用可能な何らかの施設をいずれの事業場も持っていた。

(2) THP ステップアッププラン参加取組状況について

①参加理由

今サービスへの自発的参加(関心を持っていたから)は1事業場のみで、8事業場は労働基準監督署やサービス機関の薦めによるものである。

②生活状況調査参加者の選択方法

THP ステップアッププランのサービス対象の従業員人数は1事業場あたり1/3の人数または30名のいずれが多いほうであるので、従業員数が30名を超える事業場はサービス参加者を選択する必要がある、その対象者をどのように選択したかについては、健康診断結果での要指導者を選択した事業場は3事業場、希望者が参加した事業場は4事業場であった。その他の方法としては、「有腰痛・VDT作業従事者」「継続参加可能な高齢者」を対象者としていた。

③実践活動のテーマの選択方法

実践活動のテーマの選択方法は、参加事業場の半数近くはサービス機関のすすめで実践活動のテーマを決定している。担当者とサービス機関が相談して決定した1事業場は、参加者の状況に合わせたテーマ選択(腰痛をもつ従業員とVDT作業従事者に対し、腰痛・肩こり対策の実践)を行っている。

(3) 健康づくり担当者の評価について

①事業場の健康づくり体制に関してあった変化（自由記載）

THP ステップアッププランの実施後、事業場の健康づくり体制に変化があったかどうかについては、半数近くの事業場の健康づくり担当者は「健康に対する意識が高まった」と回答したが、「変化なし」「わからない」と回答した事業場も半数近くであった。その他「健康づくりを進める体制が出来た」「運動実践者が増えた」との回答があった。

②実施後の参加者の健康づくりへの関心（参加前と比較）

健康づくりへの関心度については THP ステップアッププラン実施前後で比べてみると、4 事業場は関心度が高くなったが、半数の 5 事業場は関心度に変化はなく、関心度が低下したと回答した事業場も 1 箇所あった。

③初年度のサービスに対する満足度

THP ステップアッププランのサービスについての以下の 9 項目および全体について満足度の 5 段階での評価の各事業場の平均値は、「事前打ち合わせ」3.6「当日の運営」3.8「提供内容」3.9「実施所要時間」3.8「実施場所・環境」3.7「サービス提供者の専門知識」4.1「サービス提供者の態度」4.1「苦情・要望対応」3.9「今後の健康づくりへの効果」3.3「全体」3.6 であり、サービス提供者に対する評価の得点は他の項目と比べ、全体的に高かったが、本サービスの大きなねらいである今後の従業員の健康管理・増進への効果に対する評価が最も低くなっていた。表 I-B2-2 に事業場健康づくり担当者の取組状況と満足度の結果を

示した。

（4）参加者のプロフィール

今調査に回答が寄せられた参加者は 260 名中 180 名（回収率 67.7%）で、回答者の性別は男性が 61%、女性が 39%で、平均年齢はそれぞれ 38.1 歳、33.1 歳だった。

（5）参加者の評価について

①健康指導の満足度

健康指導について以下の 9 項目「指導当日の運営方法」「提供された内容」「実施時間（所要時間）」「実施場所（広さや距離など）」「サービス提供者の専門的知識」「サービス提供者の態度」「終了後の苦情や要望への対応」「健康づくりへの効果」「全体に対する満足度」の満足度の 5 段階での評価を表 I-B2-3 に示した。いずれの項目でも「非常に不満」の評価はなかった。「提供者の知識」「提供者の態度」に関しては 60%以上の参加者が「満足以上」の評価をしていたが「自身の健康づくりへの効果」に関しては「満足以上」の評価をした参加者は 35.5%であった。「全体に対する満足度」に関しては「満足以上」と「普通」の評価がほぼ半数ずつであり、サービス機関毎でみると、満足度の平均値は 3.27 ± 0.64 から 3.93 ± 0.62 であった。

②実践活動の満足度

実践活動について健康指導の満足度と同じ項目で満足度の 5 段階での評価を表 I-B2-4 に示した。こちらもいずれの項目でも「非常に不満」の評価はなかった。「提供者の態度」に関しては 72.8%の参加者が「満足以上」の評価をし、「提供者の知識」に関

しては 66.7%の参加者が「満足以上」の評価をしていた。「自身の健康づくりへの効果」に関しては「満足以上」の評価をした参加者は 38.9%であった。「全体に対する満足度」に関しては、「満足以上」の評価をした参加者は 56.4%で、「普通」と評価した 42.7%を上回った。サービス機関毎でみると、満足度の平均値は 3.27 ± 0.46 から 3.87 ± 0.64 であった。

③THP ステップアッププラン実施による変化

i 選択肢による評価

THP ステップアッププラン実施により以下の7項目「自分自身が健康づくりに積極的に取り組むようになった」「職場全体が健康づくりに積極的に取り組むようになった」「経営者から健康づくりを勧められるようになった」「健康づくり担当者から健康づくりを勧められるようになった」「職場が明るく活性化した」「その他」「特に変化なし」について、参加者が感じた変化の複数回答での評価は、「自分自身が健康づくりに積極的に取り組むようになった」と評価した参加者は 43.0%であったが、特に変化なしと評価した参加者も半数近くであった。また THP ステップアッププランの目的である職場の健康づくり体制への変化において「職場全体が健康づくりに積極的に取り組むようになった」と評価した参加者は 7.0%に留まった。

ii 自由記載による評価

THP ステップアッププラン実施により感じられた変化について、自由記載での評価では何らかの「実践を始めた」という変化が 50%を占め最も多い。次いで「意識を

持った」が 20%強となっている。また、「職場に変化があった」は 0.3%に留まった。

3) サービス機関からの支援と事業場からの評価との関連

(1) 健康指導プロセスと事業場の評価

サービス機関の健康指導プロセスと事業場健康づくり担当者のプログラム全体の満足度と参加者の健康指導満足度を表 I-B2-5 に示すようにサービス機関、事業場毎にまとめた。

参加者の健康指導の満足度がいずれの事業場も 3.50 を超えていたサービス機関 C、D は独自の指導票の工夫や、指導分野に応じた専門スタッフが指導を行うこと、指導時間が 20 分と十分に確保できていたなどの要因が、このような評価につながったのではないかと推測できる。また、参加者の満足度が高い事業場 g は参加者 15 名中調査回答者が 6 名（回答率 40.0%）であり、健康づくりに興味がある人が調査に協力したと推測できなくはないので一概に比べることはできないが、事業場健康づくり担当者の満足度も他の事業場と比べて高いので、今後の THP ステップアッププランの効果が一層期待される。

(2) 実践活動プロセスと事業場の評価

サービス機関の実践活動プロセスと事業場健康づくり担当者のプログラム全体の満足度と参加者の実践活動満足度を表 I-B2-6 に示すようにサービス機関、事業場毎にまとめた。

参加者の実践活動の満足度平均が 4.17 の事業場 g は (1) で述べたような要因があると考えられるが、それに加え実践活動

を6回(内食生活2回)行ったということも大きく影響していると考えられる。健康指導の評価も高いことから、今後の職場全体の健康づくりにつなげられるような工夫が望まれる。

4. 考察

THP ステップアッププラン初年度の成果として、サービス機関の実施した健康指導や実践活動によって事業場の個人の健康づくりへの取組みには一定の改善が見られたことが挙げられる。事業場の職場全体の健康づくりに関しては、2年目以降の課題であることが明らかとなった。本プログラムは事業場が職場の健康づくりを進めるためにサービス機関の提供するサービスを利用するというのが本来の目的であるが、今調査結果からはまだ経営者や職場の健康づくり担当者が率先して健康づくりを進めているという姿は見受けられない。4年目までに職場が中心となって健康づくりを進めるためには、サービス機関は単なる健康づくりプログラムの提供というだけでなく、職場の健康支援体制づくりの支援を行う必要があるのではないだろうか。そのためには、各指導者や事業場担当者が参加者個別に対してプログラムの内容を考えるだけでなく、事業場全体にどのような支援方法が必要かを考え、提案できるだけの能力が求められると考えられる。また、事業場側も本サービスで提供されたプログラムや参加者からの意見を生かして、サービス終了後もその事業場に合った健康づくりを進めていくための方法を考える必要があると思われる。

本調査対象のサービス機関は設置主体が「健診機関」と「スポーツクラブ」であったが、健康指導や実践活動の内容では「スポーツクラブ」の方が経験豊富な印象を受けた。サービス実施のマニュアルはあるものの、具体的にどのようなサービスが行われているかの評価は行われていないため、サービス機関の加入団体である THP 推進協議会などでの情報収集と評価およびサービス内容の格差を縮小するような試みも必要であろう。

本調査以外に THP ステップアッププランについて、事業場側から「サービスを受けるための手続きが煩雑すぎる」「プログラム実施に時間がかかり就業時間中に実施することはできない」といった意見も聞かれた。本調査でもサービス参加の理由が労働基準監督署やサービス機関の薦めという事業場が8割であった背景には、参加を希望する事業場が集まらないという事情が考えられる。丁寧なサービスは理想であるが、中小企業の実情に合わせて利用しやすいプログラムの検討も必要かと思われる。また、当初よりも予算が縮小傾向にあるため、プログラム内容や指導回数が縮小されているとも聞く。現状の実施方法が適切であるのか、検討する必要もあるのではないかと思われる。

中小規模事業場における労働者の健康の保持増進施策として有意義なものとしていくためにも、サービス機関、事業場双方の視点から今後とも検討を続けて行くことが望まれる。

表 I-B2-1 事業場支援プロセスとその評価

サービス 機関 code	事業場支援プロセス		事業場のスタッフである健康づくり担当者の職場の健康づくり体制の評価(自己点検スコア)										サービス機 関毎の平 均値
	担当者への働きかけ	経営者への働きかけ	健康は回復しているか および各種改善	労働衛生教育・ 健康教育	ストレス対策	健康づくりへの実 践的取組	健康づくりの企画	健康増進体制	担当者	経営者自身の健 康管理	事業場毎 の平均値	初 期 値	
			自己点検										
			実施前										
			実施後										
			前後差										
A	a	行わなかった	2	0	0	1	1	1	1	1	4	1.33±1.22	1.06±1.06
	b	行わなかった	2	1	0	2	2	1	2	2	4	1.78±1.09	1.56±0.98
B	c	ヘルスケアトレーナー、栄養士、心理相談員の協力を得て、担当者が海外も行い、健康診断と、海外担当の2名で経営者体験セミナーにて行った	3	0	1	3	0	2	2	4	4	2.83±1.66	2.00±1.49
	d	海外担当、ヘルスケアトレーナーの2名で、支援サービスについてと健康診断後の指導等について有用性について働きかけをした。	5	1	2	3	1	2	4	5	5	3.11±1.69	2.85±1.49
C	e	ヘルスケアトレーナーが、社員の健康増進について、健康診断結果の有効利用について働きかけをした。	+2	+1	+1	+1	+1	0	0	0	+1	1.22±0.83	0.85±0.95
	f	行わなかった	1	0	2	2	0	1	2	2	2	2.67±1.22	1.28±0.96
D	g	ヘルスケアトレーナー、心理相談員の協力を得ている担当者が海外も行い、健康診断後指導の方法についてアドバイスをした。	3	1	1	2	1	2	1	2	2	1.78±0.83	2.11±1.32
	h	ヘルスケアトレーナー、心理相談員の協力を得ている担当者が、①分室の高圧(食事)②初年度より運動量のあるプログラムの提案を行った。	+1	0	+1	+2	0	+2	0	0	0	1.33±0.50	0.83±1.15
	i	ヘルスケアトレーナーが行った(内容未記載)	2	2	1	2	0	2	2	2	5	2.00±1.32	3.04±1.58
	j	栄養士が「健康づくり」というテーマをもっと身近なものにするというところを働きかけた。	4	3	1	2	2	2	2	4	5	2.78±1.30	3.74±1.23
実施前後変化値平均			0.80±0.79	0.90±0.74	0.80±0.84	0.50±0.71	0.90±1.14	0.30±0.67	1.10±0.88	0.20±0.42			

表 I-B2-2 事業場健康づくり担当者の取組状況と満足度

サービス 領域 code	事業場健康づくり担当者の取組状況										事業場健康づくり担当者の満足度						
	参加者の関心	担当期間	参加理由	参加者選択法	実施活動テーマの 進捗状況	実施活動の社員 へのPR方法	従業員の健康づく りへの関心	打ち合 合わせ方 法	内容	所要時 間	場所・環 境	知識	満足 程度	若概要 望対応	健康効 果	全体満 足度	平均
A	a	1年6か月	労働基準監督署に 認められて	その他	サービス領域の関心 あり	その他	関心がある	1	3	4	4	4	4	3	3	3.30±0.95	
	b	6年6か月	労働基準監督署に 認められて	定期診察制度で指導 が必要と認められたら の	サービス領域の関心 あり	朝礼等で全員に通 知	関心がある	4	4	3	4	4	4	3	4	3.70±0.48	
	c	9ヶ月	サービス領域の関心 あり	定期診察制度で指導 が必要と認められたら の	サービス領域の関心 あり	特に行わなかった	普通	4	4	4	4	4	4	4	4	4.40±0.00	
B	d	10年1ヶ月	サービス領域の関心 あり	その他	健康づくり担当者が決 定	朝礼等で全員に通 知	関心がある	4	4	4	4	4	4	3	4	3.90±0.32	
	e	1年	担当者からTIPの編 集について依頼され た	希望者	サービス領域の関心 あり	特に行わなかった	普通	3	3	3	4	4	4	3	3	3.30±0.48	
	f	1年	労働基準監督署に 認められて	希望者	サービス領域の関心 あり	朝礼等で全員に通 知	普通	4	4	4	3	4	4	3	3	3.70±0.48	
C	g	1年	中小企業向けの健 康づくり活動に関心 があることから 業務上から	希望者・その他	健康づくり担当者が決 定 （労働基準監督署に 承認してサービス 領域の関心 あり）	非常に関心がある	5	4	5	4	5	5	5	4	4	4.60±0.52	
	h	20年	労働基準監督署に 認められて	その他	健康づくり担当者が決 定	朝礼等	関心がある	3	3	4	4	4	3	3	3	3.50±0.53	
	i	10年	労働基準監督署に 認められて	希望者	健康づくり担当者が決 定	その他	関心がある	4	5	4	4	4	4	4	4	4.10±0.32	
D	j	4年6ヶ月	労働基準監督署に 認められて	定期診察制度で指導 が必要と認められたら の・希望者	健康づくり担当者が決 定・サービス領域の関 心あり	健康診断・朝礼等で全 員に通知	関心がある	4	4	3	4	4	4	3	3	3.67±0.50	

1:非常に不満 2:不満 3:普通 4:満足 5:非常に満足

表 I-B2-3 事業場毎健康指導の満足度

サービス機関 code	事業場 code	指導運営	指導内容	指導時間	指導場所	指導知識	指導態度	指導対応	指導効果	指導満足	指導満足
A	a	3.24±0.56	3.28±0.57	3.28±0.57	3.11±0.68	3.65±0.70	3.61±0.70	3.18±0.53	3.33±0.59	3.28±0.57	3.27±0.64
	b	3.08±0.51	3.00±0.85	2.83±0.72	3.00±0.43	3.33±0.65	3.42±0.67	3.18±0.87	3.17±0.39	3.25±0.75	
B	c	3.61±0.50	3.78±0.55	3.71±0.59	3.76±0.75	3.83±0.62	3.89±0.68	3.53±0.62	3.56±0.62	3.67±0.59	3.43±0.58
	d	3.36±0.50	3.29±0.73	3.21±0.70	3.00±0.39	3.43±0.76	3.79±0.80	3.07±0.27	3.07±0.27	3.29±0.61	
C	e	3.07±0.26	3.20±0.41	3.20±0.41	3.13±0.35	3.47±0.52	3.47±0.52	3.20±0.41	3.13±0.35	3.27±0.46	3.93±0.62
	f	3.56±0.53	3.67±0.50	3.67±0.50	3.56±0.53	4.00±0.71	4.22±0.83	3.75±0.89	3.56±0.53	3.78±0.67	
D	g	4.40±0.55	4.00±0.71	3.80±0.84	4.20±0.84	4.40±0.55	4.40±0.55	4.25±0.50	4.00±0.71	4.20±0.45	3.67±0.54
	h	3.92±0.79	3.92±0.79	3.83±0.72	3.67±0.65	4.25±0.75	4.25±0.75	3.70±0.82	3.33±0.49	3.58±0.51	
	i	3.73±0.46	3.77±0.53	3.55±0.60	3.55±0.67	3.77±0.61	4.09±0.68	3.47±0.61	3.68±0.57	3.91±0.53	3.52±0.51
	j	3.59±0.68	3.48±0.51	3.34±0.55	3.41±0.78	3.69±0.60	3.86±0.64	3.41±0.68	3.24±0.64	3.52±0.51	

表 I-B2-4 事業場毎実践活動の満足度

サービス機関 code	事業場 code	実践運営	実践内容	実践時間	実践場所	実践知識	実践態度	実践対応	実践効果	実践満足	実践満足
A	a	3.22±0.44	3.22±0.44	3.22±0.44	2.67±0.50	3.33±0.50	3.33±0.50	3.13±0.35	3.11±0.33	3.11±0.33	3.27±0.46
	b	3.33±0.52	3.33±0.82	3.17±0.75	3.33±0.52	3.50±0.55	3.67±0.52	3.17±0.41	3.50±0.55	3.50±0.55	
B	c	3.67±0.50	4.00±0.50	3.67±0.50	3.78±0.83	3.88±0.64	4.11±0.60	3.63±0.74	3.56±0.73	3.67±0.71	3.40±0.63
	d	3.00±0.00	3.00±0.00	3.00±0.00	3.00±0.00	3.25±0.50	3.25±0.50	3.00±0.00	3.25±0.50	3.00±0.00	
	e	3	3	3.00±0.00	2.50±0.71	3.00±0.00	3.50±0.71	3.00±0.00	3.00±0.00	3.00±0.00	
C	f	3.67±0.50	3.67±0.50	3.56±0.53	3.44±0.53	3.89±0.78	3.78±0.83	3.78±0.83	3.44±0.53	3.67±0.71	3.87±0.64
	g	4.33±0.52	4.00±0.63	3.67±0.82	4.33±0.52	4.33±0.52	4.50±0.55	4.20±0.45	3.83±0.75	4.17±0.41	
D	h	3.83±0.83	3.92±0.79	3.67±0.78	3.36±0.67	4.25±0.62	4.25±0.62	3.44±0.73	3.08±0.51	3.42±0.51	3.67±0.57
	i	3.68±0.48	3.82±0.59	3.55±0.67	3.50±0.60	3.95±0.79	4.05±0.72	3.53±0.70	3.77±0.53	3.82±0.59	
	j	3.58±0.65	3.54±0.59	3.38±0.88	3.75±0.79	3.79±0.59	3.96±0.62	3.50±0.66	3.17±0.64	3.67±0.56	

